

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券届出書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成29年7月10日

**【会社名】** 株式会社極楽湯ホールディングス

**【英訳名】** GOKURAKUYU HOLDINGS CO., LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長グループCEO 新川 隆 丈

**【本店の所在の場所】** 東京都千代田区麹町二丁目4番地

**【電話番号】** 03(5275)4126(代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役執行役員CFO 鈴木 正 守

**【最寄りの連絡場所】** 東京都千代田区麹町二丁目4番地

**【電話番号】** 03(5275)4126(代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役執行役員CFO 鈴木 正 守

**【届出の対象とした募集有価証券の種類】** 株式

**【届出の対象とした募集金額】** その他の者に対する割当 1,911,130,000円

**【安定操作に関する事項】** 該当事項はありません

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2-1)

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	2,410,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

- (注) 1 平成29年7月10日(月)開催の取締役会決議によります。  
2 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2 【株式募集の方法及び条件】

##### (1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	2,410,000株	1,911,130,000	955,565,000
一般募集			
計(総発行株式)	2,410,000株	1,911,130,000	955,565,000

- (注) 1 第三者割当の方法によります。  
2 発行価額の総額は、本第三者割当新株式発行に係る会社法上の払込金額の総額であります。資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

##### (2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
793	396.5	100株	平成29年8月2日(水)		平成29年8月4日(金)

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。  
2 発行価格は、会社法上の払込金額であります。資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。  
3 当社は、本届出書の効力発生を受けて、割当予定先との間で「募集株式の総数引受契約書」を締結する予定です。  
4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みを行い、払込期日に後記払込取扱場所に発行価額の総額を払い込むものとし、  
5 上記株式を割当てたものからの申し込みがない場合には、当該株式に係る割当を受ける権利は消滅します。

##### (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社極楽湯ホールディングス経営企画部	東京都千代田区麹町二丁目4番地

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 麹町支店	東京都千代田区麹町六丁目2番6号

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,911,130,000	9,967,000	1,901,163,000

- (注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。  
 2 発行諸費用の概算額の内訳は、登録免許税6,689千円、登記手続き費用250千円、有価証券届出書作成費用378千円、割当先調査費用等2,650千円であります。  
 3 新規発行による手取金の使途とは本第三者割当新株式発行による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本第三者割当新株式発行に係る諸費用の概算額であります。

## (2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額1,901,163,000円につきましては、「RAKU SPA 名古屋(仮称)」出店費用として全額充当する予定であります。

具体的な使途	金額(円)	支出予定時期
「RAKU SPA 名古屋(仮称)」出店費用	1,901,163,000	平成29年10月～平成30年10月

- (注) 1 支出までの資金管理につきましては、当社名義の銀行預金口座において適切に管理いたします。  
 2 本株式の発行価額の総額から本株式に係る発行諸費用概算額9,967,000円を差し引いた金額を調達額としております。

## 「RAKU SPA 名古屋(仮称)」の具体的な資金使途

具体的な使途	金額(円)	支出予定時期
建築工事・什器備品費用	1,901,163,000	平成29年10月～平成30年10月

- (注) 1 「RAKU SPA 名古屋(仮称)」の出店費用として、建築工事費用関連、什器備品費用及び販促・求人費など総投資額は約25億円を見込んでおります。  
 2 その内訳は以下の通りであり、今回の調達資金は建築工事・什器備品費用に充当する予定であります。  
 内訳： 建築工事費用 2,358,848千円、設計費 73,011千円、地質調査及び測量費等 7,389千円  
 什器備品費用 56,000千円、消耗品・求人費他 5,586千円

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

## 1 【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	ハーベスト・プレミア・インベストメント・コーポレーション	
	所在地	セーシャル共和国、マエ、ヴィクトリア、マンライアーストリート、クアドラント、ピストラコーポレートサービスセンター 2F	
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。	
	代表者の役職及び氏名	董事長 姜豊年	
	資本金	7,000,000US\$	
	事業の内容	投資持株会社(各種有価証券の投資及び販売)	
	主たる出資者及びその出資比率	プレストーン・キャピタル・コーポレーション 100%	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	当社株式2,160千株を保有しています。 当社香港子会社の極楽湯中国控股有限公司株式141,188株を保有しています。
	人事関係	姜豊年は当社グループの以下役職に就任しております。 株式会社極楽湯ホールディングス取締役 極楽湯中国控股份有限公司 董事 極楽湯(上海)沐浴股份有限公司 董事	
	資金関係	該当事項はありません。	
技術又は取引関係	該当事項はありません。		

a. 割当予定先の概要	名称	金之泉酒店投資管理有限公司	
	所在地	香港銅鑼灣非路道18号万国宝通中心32階3201A	
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。	
	代表者の役職及び氏名	劉曉峰 董事	
	資本金	1HK\$(香港ドル)	
	事業の内容	投資事業	
	主たる出資者及びその出資比率	金之泉有限公司 100%	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引関係	中国におけるFC契約の候補先であります。	

(注) 同社は投資事業を目的として香港に設立された法人で、株主である金之泉有限公司は英国領ヴァージン諸島に登記されています。

関連会社には、明道酒店投資管理有限公司(所在地：中国海南省三亜市)、及び黒竜江省義耕房地產開発集団股份有限公司(所在地：中国黒竜江省大慶市)があり、海南省、黒竜江省を中心に温浴施設運営、不動産開発事業などを行っています。2社ともに劉曉峰氏が董事長を務めています。

a. 割当予定先の概要	氏名	呉 錦平	
	住所	中国江蘇省無錫市	
	職業の内容	勤務先の名称及び役職	無錫博大置業有限公司 執行董事兼總經理
		所在地	中国江蘇省無錫市
	事業の内容	不動産の開発、及び経営・管理	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。	
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引関係	中国江蘇省無錫市で開業予定のFC契約先企業の執行董事兼總經理であります。	

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社久世	
	所在地	東京都豊島区東池袋二丁目29番7号	
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第70期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) 平成29年6月23日関東財務局長に提出	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引関係	当社グループの業務用食材の取引先であります。	

### c. 割当予定先の選定理由

#### ハーベスト・プレミア・インベストメント・コーポレーション

同社とは平成26年5月に業務資本提携を結び、以来筆頭株主、及びパートナーとして豊富な経験と実績を活かし、当社グループの中国での事業展開において連携し協力を得ております。当社の経営基盤の強化、及び今後、同社との更なる関係強化により中国における店舗展開を加速させるため、今回の割当増資について打診した結果、賛同を示したことから引き受けてもらうことになりました。日本国内に加え、中国での温浴事業をより一層積極的に展開していくために必要な店舗展開、マーケティング、事業資金の提供・調達等において、更に関係を深め連携を強化してまいります。

#### 金之泉酒店投資管理有限公司

当社グループは、中国における事業展開において、上海、武漢での直営店に加え、FC店舗の出店を推進しております。当社グループのFCパートナー候補である劉曉峰氏が経営する同社は、当社の経営理念に共感するとともに、温浴事業の展開に理解と協力姿勢を示していただきました。さらに多くの中国FC先の中でも同社は当社との連携に強い意欲を示したことから、今回の割当増資について打診したところ、賛同を得たことから割当予定先として選定することになりました。

同社は投資事業を目的として香港に登録された法人で、株主である金之泉有限公司は英国領ヴァージン諸島に登録されております。なお、劉曉峰氏が董事長を務める同社関連会社は中国(海南省、黒竜江省)に所在し、海南省三亜市や黒竜江省大慶市などで温浴施設運営、不動産開発事業を展開しております。今後、同社は当社と関係を強化し中国においてFC事業を連携して進めていく予定です。

今回は、中国国内の法人よりも香港の法人の方が割当増資における海外送金などの手続き面で円滑に進めやすいこと、かつ、同社は投資事業を目的に設立された会社であることから同社を割当予定先としております。

呉 錦平

当社グループは、中国における事業展開において上海、武漢での直営店に加え、FC店舗の出店を推進しております。江蘇省無錫市にて当社グループとFC契約を締結し開業準備を進めている「無錫博大置業有限公司」の呉錦平氏は、当社グループの経営理念に共感するとともに、温浴事業の展開に理解と協力姿勢を示していただきました。さらに多くの中国FC先の中でも当社との連携に強い意欲を示したことから、今回の割当増資について打診した結果、賛同を得たため、割当予定先として選定することになりました。

株式会社久世

この度の割当予定先につきましては、多くの取引先の中から、当社グループとの取引実績に加え取引先の事業規模及び協力体制等を総合的に勘案したうえで、今回の割当増資について打診した結果、賛同を得たことから割当予定先として選定いたしました。当社の企業理念及び事業展開への理解に加えて、当社との中長期的な協力関係の維持を示していただいております。

d. 割り当てようとする株式の数

ハーベスト・プレミア・インベストメント・コーポレーション	当社普通株式	1,160,000株
金之泉酒店投資管理有限公司	当社普通株式	600,000株
呉 錦平	当社普通株式	350,000株
株式会社久世	当社普通株式	300,000株

e. 株券等の保有方針

当社は、割当予定先が、本件第三者割当により取得する株式の保有方針について、当社との一層の関係強化の主旨に鑑み、長期的に継続して保有する意向であることをそれぞれ割当予定先から書面にて確認しております。

また、当社は、割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本件第三者割当により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに合意することにつき、それぞれ割当予定先から確約書を取得しております。

なお、当社は割当予定先及び当社との関係者間で本割当増資に関するその他の契約及び株券消費貸借契約等を締結しておりません。

f. 割当先の払込みに要する資金等の状況

ハーベスト・プレミア・インベストメント・コーポレーション

当社は、同社の取引銀行(中国招商銀行(CMBC)香港支店)による残高証明書(6月28日付)の提示、及び口頭にて説明を受け、その資金が自己資金であること、かつ本件第三者割当の払込に要する資金を上回る十分な現預金を有していることを確認しております。

金之泉酒店投資管理有限公司

当社は、同社の取引銀行(恒生銀行(HANGSENG BANK)香港支店、香港上海銀行(HSBC)香港支店)による残高証明書(5月31日付、6月10日付)の提示、及び口頭での説明を受け、本件第三者割当の払込に要する資金を上回る十分な現預金を有していることを確認しております。

呉 錦平

当社は、同氏の取引銀行(香港上海銀行(HSBC)香港支店)による残高証明書(7月6日付)の提示、及び口頭での説明を受け、本件第三者割当の払込に要する資金を上回る十分な現預金を有していることを確認しております。

株式会社久世

当社は、口頭にて同社が振込みに要する資金が自己資金である旨の説明を受けております。また、当社は、同社の有価証券報告書(第70期、2017年6月23日提出)より経営成績や財務状況等について確認しており、当社への払込期日時点において要する資金については、特段問題ないと判断しております。

g. 割当予定先の実態

ハーベスト・プレミア・インベストメント・コーポレーション

当社は、当社の筆頭株主であり、事業パートナーであります。当社は、共通の取組み方針として、「暴力団等反社会勢力でないこと等に関する確約書」を入手し、市民社会に脅威を与える反社会的勢力に対して断固として対決していくとの記載を確認して、株式会社東京証券取引所に提出しております。また、株式会社JPリサーチ&コンサルティング(所在地：東京都港区、代表者：古野啓介)の調査結果より、割当予定先が暴力団等である事実、暴力団等が割当予定先の経営に関与している事実、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主が資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主が意図して暴力団等と交流を持っている事実は一切無いものと判断しております。

金之泉酒店投資管理有限公司

当社は、香港に設立され、投資事業を手掛け、中国国内での事業展開を積極的に推進しております。当社は、共通の取組み方針として、「暴力団等反社会勢力でないこと等に関する確約書」を入手しており、市民社会に脅威を与える反社会的勢力に対して断固として対決していくとの記載を確認し、株式会社東京証券取引所に提出しております。また、株式会社JPリサーチ&コンサルティングの調査結果より、割当予定先が暴力団等である事実、暴力団等が割当予定先の経営に関与している事実、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主が資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主が意図して暴力団等と交流を持っている事実は一切無いものと判断しております。

呉 錦平

同氏が設立し経営している無錫博大置業有限公司は無錫市に開発プロジェクト等、不動産開発から運営・管理まで幅広く手掛けております。当社は、共通の取組み方針として、「暴力団等反社会勢力でないこと等に関する確約書」を入手し、市民社会に脅威を与える反社会的勢力に対して断固として対決していくとの記載を確認し、株式会社東京証券取引所に提出しております。また、株式会社JPリサーチ&コンサルティングの調査結果より、割当予定先が暴力団等である事実、暴力団等が割当予定先の経営に関与している事実、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主が資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主が意図して暴力団等と交流を持っている事実は一切無いものと判断しております。

株式会社久世

当社は、業務用食材の取引先として実績があり、当社と協力関係を構築してきました。当社は、当社が東京証券取引所に提出した平成29年6月27日付「コーポレートガバナンス報告書」のうち、「内部統制システム等に関する事項」において公表されている反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況の内容、及び当社所定の反社会的勢力との関わりについての確約書等により、当社が暴力団等とは一切関係がないことを確認しております。さらに当社より「暴力団等反社会勢力でないこと等に関する確約書」を入手しており、株式会社東京証券取引所に提出しております。

## 2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

## 3 【発行条件に関する事項】

### (1) 発行価額の算定根拠及びその合理性に関する考え方

本新株式発行の割当価額につきましては、本件に係る取締役会決議日の前営業日(平成29年7月7日)の東京証券取引所における当社株式の終値である793円としました。

割当価額(793円)を取締役会決議の日の前営業日終値としましたことは、直近の業績動向を概ね反映した直近の市場価格であり、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであることから、合理的であると判断いたしました。

割当価額(793円)につきましては、取締役会決議の日の直前1ヶ月間の終値の平均株価797円(円未満端数切上)に比べ0.5%のディスカウント、取締役会決議の日の直前1週間の終値の平均株価796円(円未満端数切上)に比べ0.4%のディスカウントとなっております。

なお、割当価額(793円)について、本新株式発行に係る取締役会に出席した全監査役(常勤監査役1名及び非常勤監査役2名(社外監査役))から、上記の理由に基づき、割当価額(793円)の算定根拠には合理性があり、かつ、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、割当予定先に対する特に有利な割当価額には該当しない旨の意見を得ております。

### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

平成29年3月末現在の当社発行済株式総数は15,127,400株であり、総議決権数は142,063個であります。本件第三者割当による新株式の発行株式数は、2,410,000株(総議決権数24,100個)であり、当社の発行済株式数(15,127,400株)の15.93%、総議決権数(142,063個)の16.96%に相当し、一定の希薄化及び流通市場への影響は生じます。しかしながら、本件新株式の発行は割当先との関係強化を目的に行うものであることから、当社企業グループ全体での利益の向上並びに安定株主確保による当社の経営の安定化につながり、中長期的には企業価値の向上の一助になると考えており、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると考えております。

## 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。



## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合(%)
ハーベスト・プレミア・ インベストメント・コー ポレーション	6 SHENTON WAY DBS BUILDING TOWER ONE SINGAPORE	2,160,000	15.20	3,320,000	19.98
新川隆丈	東京都世田谷区	756,700	5.33	756,700	4.55
金之泉酒店投 <sup>89</sup> 管理有限 公司	香港銅鑼灣非路道18号 万国宝通中心32階3201A	0	0	600,000	3.61
アサヒビール株式会社	東京都墨田区吾妻橋 1 丁目23 - 1	500,000	3.52	500,000	3.01
呉 錦平	中国江蘇省無錫市	0	0	350,000	2.11
株式会社久世	東京都豊島区東池袋 2 丁目29 - 7	0	0	300,000	1.81
ドイチェバンクアー ゲーロンドン ビービー ノトリテイークライ アーツ	TAUNUSANLAGE 12, D-60325, FRANKFURT AM MAIN FEDERAL REPUBLIC OF GERMANY	262,270	1.85	262,270	1.58
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内 1丁目6 - 6	230,000	1.62	230,000	1.38
ドイチェバンクアーゲー ロンドン610	東京都千代田区永田町 2丁目11番1号 山王パークタワー	212,330	1.49	212,330	1.28
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内 1丁目1 - 2	204,000	1.44	204,000	1.23
計		4,325,300	30.44	6,735,300	40.53

- (注) 1 平成29年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。  
2 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成29年3月31日現在の総議決権数に、本第三者割当の新株式発行により増加する議決権数を加えて算出した数値であります。  
3 上記のほか、当社が保有している自己株式が917,675株あります。

## 6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

### 第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部 【追完情報】

### 1. 事業等のリスクについて

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載した有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成29年7月10日)までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、その判断に変更はなく、また新たに記載する事業等のリスクに関する事項もありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成29年7月10日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 2. 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の最近事業年度に係る有価証券報告書(第38期)の提出日(平成29年6月30日)以降、本有価証券届出書提出日(平成29年7月10日)までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

(平成29年6月30日提出の臨時報告書)

#### 1 [提出理由]

当社は、平成29年6月28日開催の当社第38期定時株主総会で決議された会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づくストック・オプションとしての新株予約権を発行することについて、同日開催の当社取締役会において、平成29年6月28日に当社取締役、監査役、執行役員及び従業員並びに当社子会社取締役に対して、当該新株予約権を発行することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき提出するものであります。

#### 2 [報告内容]

##### (1) 銘柄

株式会社極楽湯ホールディングス第19回新株予約権

##### (2) 発行数

4,530個(新株予約権1個につき当社普通株式100株)

##### (3) 発行価格

無償とする。

##### (4) 発行価額の総額

372,819,000円

##### (5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

当社普通株式 453,000株

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの新株予約権の目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は、100株とする。

当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整される。ただし、かかる調整は、当該調整の時点で権利行使していない各新株予約権の目的たる株式の数(以下「未発行付与株式数」という。)についてのみ行われ、調整により生じる1株の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。

## (6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

新株予約権 1 個当たり 823円

各新株予約権行使に際して払い込むべき金額は、新株予約権の行使により交付を受ける株式 1 株当たりの払込金額(以下「行使価格」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

なお、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を含まない。)を行うときは、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1 株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「自己株式処分前の株価」に読み替えるものとする。

また、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

## (7) 新株予約権の行使期間

平成31年 7 月 1 日から平成35年 6 月30日まで

## (8) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役、監査役、執行役員、従業員又は子会社取締役の地位を失った後も、これを行使することができる。

但し、新株予約権者が、次の事由のいずれかに該当する場合は、新株予約権を行使することができない。

- ) 当社取締役、監査役、執行役員もしくは子会社取締役を解任され、又は正当な理由なく辞任した場合
- ) 従業員を解雇された場合
- ) 当社取締役、監査役、執行役員、従業員又は子会社取締役が、当社と競業関係にある会社の取締役、監査役、執行役員、従業員、顧問、嘱託、コンサルタント等になるなど、当社の利益に反する行為を行ったと認められる場合
- ) 当社取締役、監査役、子会社取締役の在任期間が 1 年に満たず、又は割当日から 6 か月に満たない場合
- ) 退職した従業員(管理職を除く)の在籍期間が 3 年に満たず、又は割当日から 1 年に満たない場合
- ) 退職した従業員(管理職)、執行役員の在籍期間が 1 年に満たず、又は割当日から 1 年に満たない場合

新株予約権の相続による承継は、新株予約権者が被相続人となる相続においてのみ、これを認める。当該相続後の相続における相続人は、新株予約権を承継することができない。

割当日から権利行使時に至るまでの間、新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

その他の権利行使の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

## (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうち資本組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(9) 記載の資本金等増加限度額から上記(9) に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## (10) 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

## (11) 申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社取締役	6名	1,350個
監査役	3名	170個
執行役員及び従業員	67名	2,560個
当社子会社取締役	3名	450個

(12) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係該当事項はありません。

## (13) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合(株主総会の承認が不要の場合は、取締役会の承認がなされた場合)、当社は、当社取締役会において別途定める日において、無償で新株予約権を取得することができる。

新株予約権者が前記(8)の新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会において別途定める日において、新株予約権を無償で取得することができる。

(平成29年6月30日提出の臨時報告書)

## 1 [提出理由]

当社は、平成29年6月28日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2 [報告内容]

## (1) 株主総会が開催された年月日

平成29年6月28日

## (2) 決議事項の内容

## 第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金 6円 総額85,258,350円

ロ 効力発生日

平成29年6月29日

## 第2号議案 取締役6名選任の件

新川 隆丈、羽塚 聡、鈴木 正守、姜 豊年、角替 隆志及び赤地 文夫を取締役に選任するものであります。

## 第3号議案 監査役1名選任の件

小林 明夫を監査役に選任するものであります。

## 第4号議案 取締役、監査役、執行役員、従業員及び子会社取締役に対しストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役、監査役、執行役員、従業員及び子会社取締役に対して、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	75,139	1,275	0	(注)1	可決 97.6
第2号議案 取締役6名選任の件					
新川 隆丈	74,384	2,027	0		可決 96.6
羽塚 聡	74,743	1,668	0		可決 97.1
鈴木 正守	74,716	1,695	0	(注)3	可決 97.1
姜 豊年	74,818	1,593	0		可決 97.2
角替 隆志	74,731	1,680	0		可決 97.1
赤地 文夫	74,583	1,828	0		可決 96.9
第3号議案 監査役1名選任の件					
小林 明夫	75,706	705	0	(注)3	可決 98.4
第4号議案 取締役、監査役、執行役員、従業員及び子会社取締役に対しストック・オプションとして新株予約権を発行する件	73,731	2,670	0	(注)2	可決 95.8

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

## 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度	自	平成28年4月1日	平成29年6月30日
	(第38期)	至	平成29年3月31日	関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続きの特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部 【特別情報】

### 第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年6月29日

株式会社極楽湯ホールディングス  
取締役会 御中

### UHY東京監査法人

指定社員 公認会計士 原 伸 之  
業務執行社員指定社員 公認会計士 片 岡 嘉 徳  
業務執行社員

#### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社極楽湯ホールディングスの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

#### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社極楽湯ホールディングス及び連結子会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。



#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社極楽湯ホールディングスの平成29年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社極楽湯ホールディングスが平成29年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成29年6月29日

株式会社極楽湯ホールディングス  
取締役会 御中

UHY東京監査法人

指定社員 公認会計士 原 伸 之  
業務執行社員指定社員 公認会計士 片 岡 嘉 徳  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社極楽湯ホールディングスの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社極楽湯ホールディングスの平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない

以 上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。